

北マリアナ諸島における行政命令の修正（一部制限措置の引き上げ）について

8月21日、トーレス知事は、警戒レベル「青」を維持しつつ北マリアナ諸島内での感染拡大の恐れ及びグアムでの感染拡大を受け、行政命令の修正（一部制限措置の引き上げ）を行いました。

なお、この措置は8月24日より施行となります。詳細は以下のとおりです。

- 外出禁止時間は午後10時から午前4時までとなります。
- 個室や1か所においては10人以下の集会が可能となります。
- 教会や礼拝は収容人数の50%以内に制限し、社会的距離の確保及び定期的な消毒の下、収容可能となります。
- 全ての商業施設は、午前4時から午後9時まで営業が可能となります。ただし、店舗内の人数を北マリアナ公立病院（以下 CHCC）及び公共事業部門（以下 DPW）が定めた各施設の収容人数の50%までに制限することが義務付けられます。
- バー、レストランを含めた飲食を提供する施設は、社会的距離の確保及び入店前の検温実施が義務付けられ、各施設の収容人数の50%まで（従業員を含め）収容することが可能となります。また、利用客の名前、電話番号を控えること、従業員及び利用客は店内、店外にかかわらずマスクの着用が義務付けられます。
- ガソリンスタンドの営業時間は、午前4時から午後9時までとなります。
- カジノ、ビデオポーカー、電子ゲーム等を提供するゲーム関連施設及び娯楽関連施設は CHCC 及び新型コロナウイルス特別対策本部により事業再開計画を承認された場合のみ営業可能となります。
- 公共の公園、公共のビーチ、遊歩道においては、運動及び魚釣りを除く目的での利用、集会は禁止されます。また運動及び魚釣りにおいても午前4時から午後9時までとなります。グロットは利用不可、マニャガハ島においては、島内及び船内の社会的距離を確保し、定期的な消毒の下利用可能です。
- 公立、私立学校における対面式授業は新たな通知があるまで禁止となります。
（なおオンライン授業は可）また施設においても関係者以外の利用はできません。特別支援学級においては新型コロナウイルス対策本部、DPW、CHCC に承認された場合、対面式授業が可能となります。